

水産庁における令和6年能登半島地震に係る相談窓口の設置について

- 被災した漁業者・水産事業者等の相談に対して、水産庁において一元的に対応するため、水産庁に相談窓口を設置。
- 具体的には、下記イメージで水産庁 HP へ掲載するとともに、水産庁 SNS（Facebook、ブログ）及び漁業調整事務所や所管団体を通じ、事業者等に周知。また、水産庁記者クラブへの投込も実施。

<水産庁 HP 掲載>

令和6年能登半島地震に係る相談窓口の設置について

漁業者・水産事業者等の皆様へ

地震災害の影響を受けた事業者等を支援するための相談窓口を設置いたします。

「令和6年能登半島地震に係る相談窓口」

相談フォーム：https://www.contactus.maff.go.jp/jfa/form/gyosei/inquiry_suisan.html

担当：漁船保険、漁業共済・積立ぶらす関係（漁業保険管理官）、
融資関係（水産経営課）、漁船関係（研究指導課）、
養殖・栽培・内水面関係（栽培養殖課）、水産加工業関係（加工流通課）、
漁港施設関係（防災漁村課）

お問い合わせ先：水産庁漁政部漁政課（ダイヤルイン 03-3502-7987）